

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経過した2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が国際連合で採択されました。同年9月20日には、同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。2024年1月15日現在93ヶ国が署名し、70ヶ国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法などの国際法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、いわゆる「抜け穴」は許さないものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

今こそ、この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

ウクライナやパレスチナのガザ地区での悲惨な戦争は、核兵器が戦争の「抑止力」でも「安全保障」でもなく、核兵器をもつ国の横暴でしかないことを裏付けています。

日本政府は、アメリカの「核の傘」に日本の安全保障を委ね、核兵器禁止条約に背を向け続けています。世界で「唯一の戦争被爆国」である日本こそ、こうした態度を改め、核兵器のない世界を強く望む国内外の世論に応え、先頭に立っていかなければなりません。

核兵器の非人道性を知る唯一の国として、日本政府が核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年9月25日

奈良県宇陀市議会

(提出先)

内閣総理大臣

外務大臣